

危機言語の保護に関する研究 -言語学の理論と国際機関の施策-

A Study on Endangered Languages
- Linguistic Theories and Measures Taken by International Organizations -

太田早耶
OTA Saya

1. 序章

(1) 研究の背景と目的

現在、世界の言語のうち約半分が今世紀中に消滅するとされている。1990年代以降、消滅の危機に瀕した言語（以下、危機言語）の保護に対する意識が国際的に高まってきた。国際レベルでは国際連合（以下、国連）とりわけ国連教育科学文化機関（以下、UNESCO）が早くから取り組みを始めてきた。しかしUNESCOによる危機言語のプロジェクトに関する詳しい考察はほとんど行われておらず、また条約など国際的枠組みの研究についても権利を扱うものが主であり、保護の観点からの研究は行われてこなかった。したがって、言語の保護におけるUNESCOの取り組みを整理し、分析することは、今後の国際レベルにおける言語の保護の発展への貢献が期待できる。

本研究では、まず言語の保護のために必要な要素を言語学の理論から整理する。そのうえで、言語学の領域においてこれらがどのように保護の対象として取り込まれてきたかを確認する。それらを踏まえ、国連とくにUNESCOによる枠組みを分析し、言語の保護のための国際的な取り組みが、何を対象として含み、何を含まないかを明らかにすることを目的とする。

(2) 論文の構成と研究方法

主な研究方法は文献調査とする。第2章では、言語の保護のための要素を特定するために言語学の理論を検討する。それを踏まえ第3章では、言語学において言語の保護の方法論がいかに変遷し、何を対象としてきたかを明らかにする。第4章では主にUNESCOの言語に関する国際的枠組みと、危機言語のプロジェクトの変遷を明らかにする。その際、関連する条約や議事録、プロジェクトの文書を使用する。以上を踏まえ第5章では、危機

言語に関するプロジェクトまた枠組みが対象とするものを明らかにする。終章で総括を述べ、今後の国際レベルにおける言語の保護の施策の視点について考察する。

2. 言語の保護のための要素の特定

(1) 言語学の変遷とその研究対象

20世紀初頭、現代言語学の父ソシュール(Ferdinand de Saussure, 1875-1913)は言語の構造を扱う内的言語学と、歴史や地理などの要素も扱う外的言語学を区別した。ソシュールは前者に比重をおいたが、現在の言語学では双方が併存する。言語の保護のためには内的・外的双方の言語学の視点が必要である。

(2) 内的言語学としての言語の要素

言語は、特定の言語社会において人間が相互に用いる音声による体系である¹。言語を考えるには、人間、音声、概念が前提となり²、話し手が相手に伝達するとき、音声を媒介としてその概念を伝達する。その際、音声に現れる形式が慣習的にある概念を指示することで、伝達が図られる³。以上より、言語の要素として「人間」、「音声」、「概念」、「形式」が挙げられる。このうち「音声」、「概念」、「形式」は内的言語学の対象であるが、前者の二つはそれぞれ単独では言語学の対象とはならない。客観的に観察されうるものは「形式」のみであり、言語学はこれを対象とするため⁴、本研究でも内的言語学の視点から「形式」を対象とする。

(3) 外的言語学としての言語の要素

外的言語学としての社会言語学では、言語の外的状況や発話行為が研究対象となる。社会言語学者Haugen(1972)は、言語は、「使用者の心の中にのみ存在し…(中略)…それらの社会的・自然的環境でのみ機能を果たす」と述べた⁵。言語学の要素として

の「人間」とは、言語を成立させる前提としての存在であるが、その存続を問うことが本論文の目的ではないため、分析で扱う言語の要素からは外すこととする。したがって、本論文では言語が環境において機能することを外的言語学からの言語の保護のための視点とする。「環境」については、Haugen の言うように、社会的・自然的環境の双方を考慮するのが適当と考える。また言語の基本的な機能は「伝達」であるが、言語の機能としては「象徴」の機能も重要なものと認められる⁶。伝達の機能が実用的で役に立つ一方、象徴の機能は、人々を統合し、アイデンティティにとって重要な機能である。本論文では言語の機能を、伝達と象徴とする。以上より、外的言語学の視点から「環境」と「機能」を対象とする。

(4) 小括

以上より、言語の保護のための要素として、「形式」、「機能」、「環境」を抽出する。

3. 言語学における危機言語の議論

(1) 言語とその消滅に対する言語学の態度

20世紀前半、言語は一つの構造として捉えられ、言語学においては専らその形式の記録が行われてきた。20世紀後半に、発話行為や言語に関わる現象が研究の対象となり、言語の消滅という現象に対する関心も高まっていたものの、あくまで研究対象としての関心であった。1980年代に至っても多くの場合、言語学者は言語の保護に対しては無干渉の態度を貫いた。

(2) 構造主義言語学からの言語の保護

言語学者における言語の危機という現象に対する関心は1990年ごろからめざましい発展を見せた。1987年の第14回国際言語学者会議では、次の会議のテーマを「危機言語」とすること、またそれまでに、議論の土台を作り、UNESCOに危機言語のプロジェクトを採択させることが求められた⁷。1992年第15回国際言語学者会議では、「危機言語」が主題の一つに設定された。このとき危機言語の問題が、言語学者が緊急に取り組むべき課題と認識され、言語やその状態に関する情報の集積と、言語自体の記録が優先事項として挙げられた⁸。言語の消滅を止めるため行動することを主張した者もいたが少数派にとどまり、多数派は、

言語の消滅を止めるのは言語学者の能力を超えたことと考えた⁹。

(3) 社会言語学のアプローチと Fishman の理論

言語の機能の保護のアプローチとしては、社会言語学者の Fishman(1991)が、「逆行的言語シフト」という理論を提唱した¹⁰。ここでは、言語の衰退や消滅が言語の機能の縮減と捉えられた。Fishman(2001)は、言語の機能を権力的機能と非権力的機能の二つに分類し、前者は、就職、高等教育、マスメディア、政府行政に関わる一方、後者は、家庭内や隣人との交流、共同体、共同体が管理する就学前・初等教育と関わる¹¹。彼の理論では、言語を非権力的機能から権力的機能へと格上げすることで、言語の保護を達成するとした。しかし彼は、非権力的機能は権力的機能によって代替不可能な土台となる機能であると留意した¹²。

(4) 言語の環境への全体的アプローチ

形式の記録や、機能を格上げする方法論への批判から、言語の保護を言語が息づく地域全体の保護と捉える全体的アプローチが提唱されるようになる。例えばネトル・ロメイン(2001)は、人権・権利に基づいた全体的な計画の重要性を主張し¹³、さらに生物多様性と言語多様性の統合的な保護のアプローチが可能であると強調した¹⁵。また Mühlhäusler(2000)は、最大限の言語多様性の保護を目指し、言語間の均衡を重視した計画が必要であると述べている¹⁵。また彼は、環境問題を論じる際の言語の妥当性という課題も追及し、言語と環境の結びつきや、特定の環境の管理は特定の管理者によってなされることを示唆している¹⁶。このように言語の環境と言え、専ら社会的環境が扱われてきたが、2000年頃より自然的環境が考慮されるようになった。

(5) 小括

言語学においては、1980年代に至るまで言語の消滅は不可避であり言語学者の立ち入る問題ではないという態度が主流であったが、1990年代頃より言語の保護への機運が高まった。言語学では危機言語に対しても、伝統的方法論として形式の記録という手法が用いられてきた一方で、機能に対しては言語の機能を格上げする理論が生まれた。またこれらの方法論への批判から、環境への全体的アプローチが生まれた。そこでは言語の保護と

は、社会的・自然的環境を含んだ、その言語が息づく地域全体の保護であると唱えられた。なお、言語の環境とは専ら社会的環境ばかりが取り上げられてきたが、言語が機能する場としては自然的環境も重要であるとされた。

4. 国際社会における言語の保護をめぐる動き

今回、UNESCO の言語の保護の新たな枠組み作成の準備調査報告書¹⁷と既往研究¹⁸を参照し、言語に関する 12 の枠組みを分析の対象として取り上げた。

(1) 言語にまつわる権利

12 の枠組みのうち、7 つが国連の枠組みになるが、これらは全て言語の権利に関わる枠組みである。言語に関しては、これを個人的権利とする見方と社会的権利とする見方があるが、1990 年代まではこれらの国連の枠組みでは主に個人的権利が扱われた一方、2007 年に採択された「先住民の権利に関する国際連合宣言」では集団的権利について述べられ、言語に関しても、個人的権利から集団的権利へと捉え方が移行していると分かる。またこれらの権利を保障する措置は、言語の社会的環境の整備を意図していると言える。

(2) UNESCO と言語の保護

本節では、1946 年から 2017 年までの UNESCO 総会の議事録を参照し、UNESCO による国際的枠組みと危機言語に関するプロジェクトの変遷を分析した。

まず 1950、60 年代は人権や教育の点から言語が議題に上がった。1970 年代ごろからは、口承伝統と並んで言語が研究や促進の対象として言及され、1980 年代になると、非物質遺産という枠の中で、言語の記録や転写が奨励された。とくに 1987 年以降は、より言語に焦点を当てた言及が見られるようになる。これは 1987 年に第 14 回国際言語学者会議で、次の会議の議題を「危機言語」とするよう要請されていたことから分かるように、言語の危機という現象が国際的に注目を浴びようになったからであると言える。言語の保護に対する方法論は、目録の作成や記録、転写であり、1989 年に採択された「伝統文化及び民間伝承の保護に関する勧告」(以下、伝統文化と民間伝承の保護勧告)との関連が見られる内容となっている。

1992 年から 1995 年には、言語学者が UNESCO に接触し、危機言語に関するプロジェクトが開始された一方、この時期はまだ言語に関わる国際的枠組みは登場しなかった。

1996 年から 2001 年の間は、プロジェクトとしては『世界消滅危機言語地図』(以下、アトラス)が出版され、国際的枠組みとしては、1998 年に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」(以下、傑作宣言)が、また 2001 年に「文化的多様性に関する世界宣言」(以下、文化多様性宣言)が採択された。「傑作宣言」では、言語そのものは対象としないとして、危機言語のプログラムを設立するよう勧告が出された。一方「文化多様性宣言」では、「言語遺産の保護」が述べられると同時に、教育やサイバースペースでの言語多様性についても言及され、言語の保護をめぐる動きの分化が見られた。

2003 年は、この言語の保護をめぐる動きの分化が具体的に進行した。危機言語に関するプロジェクトとしては、言語の危機度を測る指標として『言語の活力と危機』(2003)が提示された。国際的枠組みとしては「無形文化遺産の保護に関する条約」(以下、無形文化遺産条約)(2003)と「多言語主義の促進及び使用並びにサイバースペースへの普遍的アクセスに関する勧告」(以下、多言語主義とサイバースペースに関する勧告)(2003)が採択された。前者は「無形文化遺産の伝達手段としての言語」を対象を限定したことに対して、後者はサイバースペースでの表現やアクセスの促進、教育に関係し、また「文化多様性宣言」の行動計画要旨で挙げられた目標への対応個所が見られた。したがって 2003 年では、言語の保護は、危機言語プロジェクト、無形文化遺産としての言語の保護、さらにサイバースペースにおける言語の使用奨励という三つの形に具体化していった。

2003 年に危機言語プロジェクト、無形文化遺産、サイバースペースでの使用奨励という文脈でそれぞれ述べられていた言語の保護の議論は、以降にも引き継がれていくが、2005 年に採択された「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」(以下、文化多様性条約)では、「文化多様性宣言」を踏襲しているものの、言語に関してはほとんど言及されなかった。さらに危機言語プロジェクト

の流れは、2009年以降大きく二つに分化した。一方が危機言語と先住民言語を含んだ無形文化遺産の保護を行う枠組みであり、もう一方が、サイバースペースにおける言語多様性や、とくに教育を通じた多言語主義の促進を目指す流れである。

(3) 小括

本章では、言語に関する国際的枠組みとプロジェクトの変遷を分析した。国連による枠組みは権利の保障や履行に関わり、特に1990年前半までは言語を個人的権利として保障していたが、2000年代以降、言語を集団的権利として保障する枠組みも登場した。

一方、UNESCOにおける言語の保護の議論は文化部門で行われてきており、1970、80年代には文化事業の一部で言語が議論された。しかし1980年代後半から言語そのものの保護へと注目が集まり、1990年代以降、危機言語のプロジェクトが本格的に開始される。さらにこれらのプロジェクトは、2000年ごろに分化し始め、とくに2009年以降、無形文化遺産としての保護と、サイバースペースや教育における促進という形をとっていったことが明らかになった。(図1)

本章では、UNESCOによる危機言語に関わるプロジェクトと国際的枠組みについて、三つの言語の要素から分析する。分析方法は、まず形式については、言語の形式の記録や、それに関する情報収集を含むものを対象とする。また機能は、言語の使用や役割を保護、促進する意図の文言を対象として分析する。本研究では、言語の主たる機能を伝達としたが、言語にはさらにアイデンティティに関係する象徴の機能がある。また第3章でふれたFishmanの逆行的言語シフト理論では、言語の機能は、権力的機能と非権力的機能に分類される。以上を受けて、言語の機能を分析するうえで、伝達・象徴の機能と、権力・非権力的機能に分けて考察を行った。後者については、国や国際レベルでの使用を示す公的機能と、地域レベルの使用を示す私的機能と言い換えることとする。そのうえで言語の機能を、①伝達-公的、②伝達-私的、③象徴-公的、④象徴-私的の四種類に分類した。また環境については、プロジェクト等の内容や、条文、指針における environment という語に注目して分析を行った。

(1) 危機言語に関するプロジェクトー現状把握と意識啓発ー

本節では、危機言語に関するプロジェクトを分析する。そのうち、『言語の活力と危機』は取り組みではなく危機度の指標であるため、今回は分析の対象から外した。したがって対象となるのは、「レッドブック」、「クリアリングハウス」、「アトラス」、「世界言語地図」、LINKSとする。これらを分析すると、まず全てのプロジェクトは言語の形式の記録や情報収集を含むものと分かった。「レッドブック」、「クリアリングハウス」、「アトラス」は主に危機言語の現状を記録するものであり、言語の機能及び環境とは関わらず、積極的なアプローチではないと言える。一方、「世界言語地図」はサイバースペースでの言語学習の機能、したがって象徴-公的機能を扱い、LINKSは伝統的知識

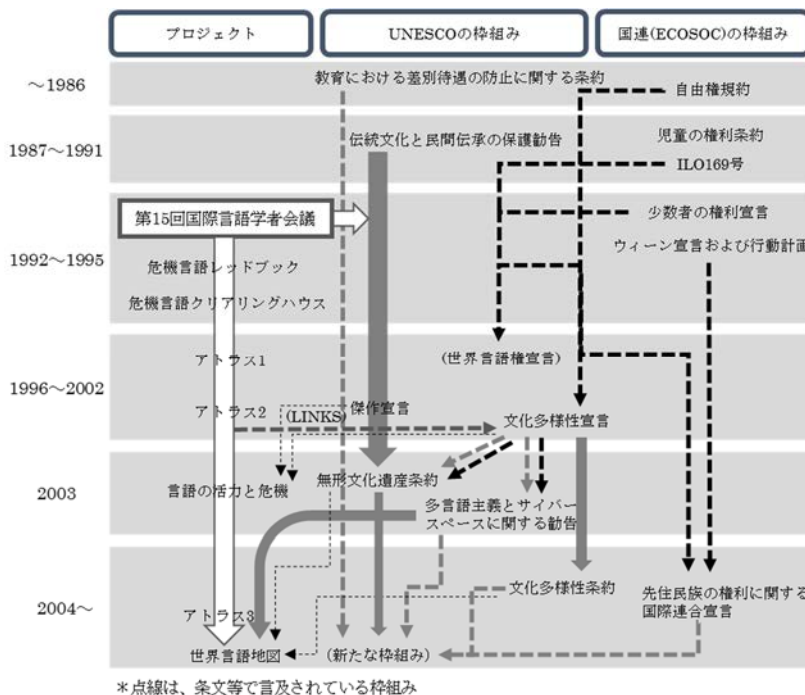


図1 国際的枠組みとプロジェクトの流れ

5. 危機言語の保護のための実践の分析

の伝承、また母語教育を含むものであり、象徴－私的機能を扱い、かつ自然的環境を対象としていると分かった。

(2) 国際的枠組みが扱う言語の機能と環境

本節では国際的枠組みについて分析を進める。対象となるのは、「伝統文化と民間伝承の保護勧告」、「傑作宣言」、「文化多様性宣言」、「無形文化遺産条約」、「多言語主義とサイバースペースに関する勧告」とする。枠組みについてはその条文や宣言文、また運用指示書等から分析を行った。

まずこれらの枠組みは全て、言語の形式の記録や情報収集を想定したものであると分かった。

さらに機能についてだが、まず以上の枠組みは言語に対する立場から二つに分類される。

一つ目は限定的な言語を対象に含む枠組みであり、言語そのものを対象としないと明記する「傑作宣言」、「無形文化遺産条約」、またそれらのもととなった「伝統文化と民間伝承の保護勧告」を含む。この三つの枠組みでは、共同体のアイデンティティとの関係で無形文化遺産が述べられ、さらに保護の措置として教育による伝承が述べられている。したがって、これらは全て象徴－私的機能を扱うものであった。

二つ目は、言語そのものに言及がある枠組みであり、これには「文化多様性宣言」と「多言語主義とサイバースペースに関する勧告」が含まれる。前者では、行動計画要旨の目標の中で言語について言及されている。その内容は、知識の伝承のための言語、またサイバースペースでのアイデンティティのための言語を扱っている。ここで対象とされている機能は、象徴－私的及び象徴－公的と言え。一方、後者の枠組みでは、サイバースペースでの文化の表現と言語教育のための言語を対象とし、象徴－公的機能と言え。

以上より、これらの枠組みは全て言語の基本的機能である伝達は扱っておらず、象徴－私的あるいは象徴－公的機能を対象としていると分かった。

次に環境について、各枠組みでの *environment* という語に着目すると、「伝統文化と民間伝承の保護勧告」と「傑作宣言」では言及が見られなかったが、「傑作宣言」の指針(2001)において、文化遺産への脅威として環境破壊が挙げられている。一方「文化多様性宣言」では、第5条で文化的権利を

保障する社会的環境について述べられている。ここでは権利の保障は、社会的環境を保障することとみなされている。さらにこの宣言の履行の指針では「文化的景観」について言及しつつ、人間と自然の間の繋がりについて明記され自然的環境への配慮が見られる。さらに自然的環境についての言及箇所では LINKS が紹介されている。また「無形文化遺産条約」では、第2条において無形文化遺産が「環境」との相互作用に対応して再現されるとしている。さらに2016年の運用指示書には持続可能な発展に関する章が追加され、その三本柱のひとつとして「環境の持続可能性」が挙げられた。ここでは、無形文化遺産が環境の持続可能性に貢献することを理解し、無形文化遺産を表現するための自然空間の保護措置を講じることが奨励された。また「多言語主義とサイバースペースに関する勧告」では、本研究で想定する「環境」への言及は見られなかった。

以上より、2000年以降、言語と環境のつながりが着目され、人間と自然の関係が一つの主題となる。2016年の「無形文化遺産条約」の運用指示書では、持続可能な発展の文脈で、無形文化遺産が環境や自然資源の保護・管理に貢献することが述べられ、自然的環境を含んだ全体的アプローチが発展してきた。

(3) 小括

UNESCO の国際的枠組みとプロジェクトを分析した結果、これらは全て言語の形式を含むと分かった。しかし文化部門が行ってきた「レッドブック」などのプロジェクトは形式しか扱っておらず、現状の把握や意識啓発にとどまっていた。言語に関する権利を保障する枠組みが整えられる中で、権利の保障のみでは不十分であり、さらなる意識喚起が必要とされた背景があると考えられる。一方、機能と環境については、2000年以降、環境への視点を取り入れられるようになり、人間と環境の関係の模索から、持続可能な発展の文脈へと具体化していることが分かった。これらの枠組みは、象徴－私的機能を対象とするものである。危機言語プロジェクトの流れを受けた「世界言語地図」は、言語の機能を対象とするうえで一歩進んだものであったが、象徴－公的機能を対象とし、言語の保護の土台となる私的機能には関わらない

ため、直接言語の保護に資するものではない。また今回、国際的枠組みまたプロジェクトで、言語の主な機能である伝達を対象とするものはないことが明らかになった。(図2)

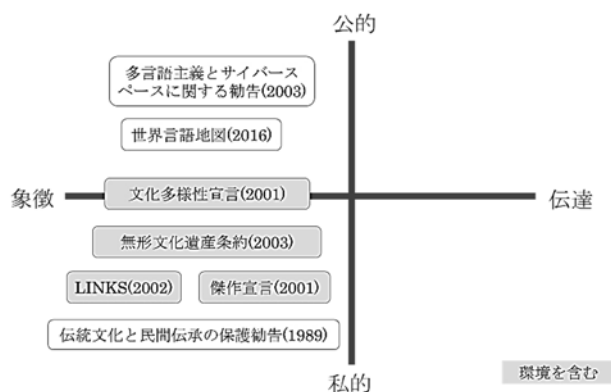


図2 国際的枠組みとプロジェクトにおける機能と環境

6. 終章 言語の伝達の機能と環境への視線へー新たな枠組みに向けてー

本研究では、言語の保護の検討のために必要な要素として、「形式」、「機能」(伝達・象徴)、「環境」を特定した。本研究の分析の結果、「無形文化遺産条約」やLINKSは「形式」「機能」「環境」の要素すべてを含んでいることが明らかになった。両者は自然的環境を含んだ全体的アプローチと見えるが、これらの枠組みにも言語の主要な機能である伝達の機能は欠けており、各国の言語政策にも連携しなくてはならない既存の国際的枠組みでは、実践である伝達の機能を扱うことには限界があったことが明らかとなった。現在、UNESCO文化部門では言語の保護のための新たな枠組みが検討されているが、まずは少なくとも言語にとって伝達の機能が重要であるということを条約など国際的な了解文書で言及しておくことが必要となる。また、言語の保護のために機能と環境の両方へ配慮を示すこと、伝達の機能を保護することを話者が望む場合にもその指針となるべく、伝達の機能の保護のためのプロジェクトを推進し、各地へ広げていくことが必要である。例えば言語の象徴の機能を対象とする「無形文化遺産条約」など各種の枠組みやプロジェクトと、新たな枠組みの間の連携を推進し、相互に補完し合う多角的な国際レベルの言語の保護を行っていくことが望まれる。

参考文献

- 1) 田中春美ほか(編): 現代言語学辞典、成美堂、p.343、1988.
- 2) 亀井孝・河野六郎(編著): 言語学大辞典 術語編、三省堂、pp.356-357、1996
- 3) *Ibid.*、p.357
- 4) *Ibid.*、p.370
- 5) Haugen, E.: The Ecology of Language、In A. S. Dil (Ed.): *The Ecology of Language: Essays*、Stanford University Press、p.325、1972
- 6) 宮岡伯人: 文化のしくみと言語のはたらき、宮岡伯人(編): 言語人類学を学ぶ人のために、世界思想社、p.36、1996
- 7) Permanent International Committee of Linguists: *Proceedings of the 15th International Congress of Linguists. 1*、Presses de l' Université Laval、p.3、1993
- 8) *Ibid.*、p.6
- 9) Robins, R. H. and Uhlenbeck, E. M. (Eds.): *Endangered Languages*、Breg、p.xiii、1991
- 10) Fishman, J. A.: *Reversing language shift*、Multilingual Matters Ltd.、p.81、1991
- 11) Fishman, J. A. (臼井裕之訳): 危機に瀕した言語を救うのが困難なのはなぜか 事例研究に関する展望、三元社、pp.15-16、2003.
- 12) *Ibid.*、p.23
- 13) ネットル、ダニエル・ロメイン、スザンヌ(島村宣男訳): 消えゆく言語たち 失われることば、失われる世界、新曜社、p.283、2001.
- 14) *Ibid.*、p.258
- 15) Mühlhäusler, P.: *Language Planning and Language Ecology. Current Issues in Language Planning*(1)3、p.306、2000
- 16) ————— : *Environment and Language*、In J. Mey (Ed.): *Concise Encyclopedia of Pragmatics*、2nd Edition、Elsevier Ltd.、p.205、2006.
- 17) UNESCO: Executive Board 181th Session “Preliminary Study of the Technical and Legal Aspects of a Possible International Standard-setting Instrument for the Protection of Indigenous and Endangered Languages, including a Study of the Outcomes of the Programmes Implemented by UNESCO relating to This Issue” (181EX/14)、2009.
- 18) 小嶋勇: 言語権に関する国際法、渋谷謙次郎・小嶋勇(編著): 言語権の理論と実践、三元社、pp.129-133、2007